安城市監査公表第１３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１５項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和４年３月２４日

安城市監査委員　中　村　誠　一

安城市監査委員　野　場　慶　徳

１　令和４年安城市監査公表第１号（公表日令和４年１月２７日）関係分

２　措置の状況　建築課（令和４年２月２５日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
補助金交付事務において、前回と同様に交付申請書に指令番号が記載されていないものが見受けられたため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。
措　　置　　状　　況
交付申請書への指令番号の記入漏れを防ぐために、受付簿を作成し、また審査記録簿に指令番号の記載を確認するためのチェック欄を追加し、再発防止に努めることとしました。